

指定訪問介護  
訪問ヘルパーステーションバイオレット  
利用契約書

社会福祉法人寿敬会



（以下「契約者」という。）と社会福祉法人寿敬会（以下「事業者」という。）は、契約者が末尾記載の各事業所（以下「事業所」という。）から提供される訪問介護サービス（以下、「居宅介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が、可能な限りその居宅において要介護状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、居宅介護サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する居宅介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書等」に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに、契約者から文書による契約修了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（訪問介護計画の決定変更）

- 事業者は、契約者に係る居宅介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合にはそれに沿って契約者の個別の居宅介護サービスに係る介護計画（訪問介護計画を指す。以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については前項の個別サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 事業者は、契約者に係る居宅介護サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。
- 事業所は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請があった場合、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族や契約者に関わる居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を行うものとします。

#### **第5条（介護保険給付対象外のサービス）**

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして介護保険給付の支給限度額を超えて居宅介護サービスを利用する場合等も重要事項説明書に基づきサービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は契約者との合意によって重要事項説明書に記載した介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。
- 3 前第1項及び第2項のサービスについて、その利用料金は契約者が全額負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### **第6条（契約期間と利用期間）**

1 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、サービスを実施する期間をいいます。

#### **第7条（訪問介護員の交替等）**

- 1 本契約において「訪問介護員」とは所定の研修を受けた上で居宅介護サービス事業に従事し、介護・生活援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは、訪問介護員、保健師、看護師、ソーシャルワーカー等、事業者が居宅介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 契約者は選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護員の交替により、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

#### **第8条（居宅介護サービスの実施）**

- 1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。また事業所の求めに応じ介護保険被保険者証等必要書類を提示して利用するものとします。
- 2 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、

訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：負担割合証に応じた額）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び個別サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。  
要介護認定後又は個別サービス計画作成後、市町村に所定の手続きを行うことにより介護保険給付額が介護保険から払い戻されます（償還払いといいます）
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 4 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 5 契約者は、第1項及び第2項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、契約者は翌月20日までに事業者に支払うものとします。

### 第10条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、サービス利用期日前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。  
この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況（訪問介護）により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

### 第11条（サービス内容の変更）

- 1 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

## 第 12 条（利用料金の変更）

- 1 第 9 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 9 条第 5 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第 13 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する居宅介護サービスの実施について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者又は身元引受人、連帯保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

### 第 14 条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者及び従業員は、居宅介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第 15 条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、本契約の締結に際して取得した個人情報、及び今後保有する利用者の個人情報を、個人情報保護方針に基づき適性かつ関係法令に従い保護いたします。
- 2 個人情報の利用目的について別に定め、その定めた利用目的を達成する為の使用範囲において、本契約をもって利用者の同意を得たものとします。

## 第16条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、契約者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 訪問介護員等による医療行為（医師法等関係法令に基づき認められるものを除く）
- 二 契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 三 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 四 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第17条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第18条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない或いは実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時及び心身の状況等に変化があった場合にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または身元引受人、連帯保証人が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

### 第 19 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします

## 第六章 契約の終了

### 第 20 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合や破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第 21 条から第 23 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 21 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を申し出により即時に解約することができます。
  - 一 第 12 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係る個別サービス計画（ケアプラン）の変更により利用が中止された場合

### 第 22 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 事業者若しくはサービス従事者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合

- 三 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### 第 23 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。また、以下の各号に該当する事案が特に重大であると当事業者が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- 一 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係を含む）による、第9条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者または身元引受人、連帯保証人、ないしはご家族（内縁関係を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、又は、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけ、又は、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の契約者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 五 事業者は、契約者の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合

### 第 24 条（精算）

第20条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第七章 その他

### 第 25 条（身元引受人）

- 1 契約者は、本契約締結時及び契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業者は、本契約が終了した後、権利義務にかかる事務処理などの債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。

3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。

#### **第26条（連帯保証人）**

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額 240万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

#### **第27条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口（別紙「重要事項説明書」に記載）を設置して適切に対応するものとします。

#### **第28条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは代理人と誠意をもって協議するものとします。

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### **第29条（重要事項説明書について）**

事業者は、契約者又は身元引受人に対して、本契約に基づく別紙「重要事項説明書」について説明を行い、同意を受けた後居宅介護サービスの提供を開始するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、身元引受人、連帯保証人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者（契約者） 住 所 和歌山市

氏 名

印

利用者（契約者）が署名出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所

氏 名

（利用者との関係

印

）

身元引受人 住 所

氏 名

（利用者との関係

印

）

連帯保証人 住 所

氏 名

（利用者との関係

印

）

事業者 住 所 和歌山市平尾2番地1

事業者名 社会福祉法人寿敬会

代表者氏名 理事長 中谷 剛

印

本契約に係る指定（介護予防）訪問介護サービス事業所表

事業の種類	事業所の名称	和歌山県指定番号
訪問介護	訪問ヘルパーステーションバイオレット	3070100932